

令和7年度 第1回
静岡県私立学校審議会
議 案

静岡県健康福祉部
こども若者局私学振興課

令和 7 年度 第 1 回 静岡県私立学校審議会

議 案 目 次

(認可事項)

第 1 号議案	磐田東高等学校の英数科の廃止認可について……………	1
第 2 号議案	静岡サレジオ高等学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	2
第 3 号議案	浜松修学舎高等学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	4
第 4 号議案	聖隷クリストファー高等学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	6
第 5 号議案	加藤学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	8
第 6 号議案	静岡雙葉高等学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	10
第 7 号議案	常葉大学附属常葉高等学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	12
第 8 号議案	常葉大学附属常葉中学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	14
第 9 号議案	三和幼稚園の廃止認可について……………	16
第 10 号議案	あすなろ幼稚園の廃止認可について……………	17
第 11 号議案	学校法人あすなろ学園の解散認可について……………	18
第 12 号議案	専門学校静岡医療科学専門学校大学の目的変更認可について……………	19
第 13 号議案	エスコラフジの廃止認可について……………	22
第 14 号議案	学校法人神和学園の解散認可について……………	23
第 15 号議案	国際ことば学院日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	24

(承認事項)

事前審査 1	学校法人森の国学園の設立について……………	26
事前審査 2	静岡泉洋高等学校（通信制高校）の設置計画について……………	28
事前審査 3	あおい開惺高等学校（通信制高校）の設置計画について……………	31
事前審査 4	静岡学園なごみ中学校の設置計画について……………	33
事前審査 5	静岡雙葉高等学校の通信制課程の設置計画について……………	35
事前審査 6	聖隷クリストファー高等学校の通信制課程の設置計画について……………	37

第 1 号議案 磐田東高等学校の英数科の廃止認可について

1 名 称	磐田東高等学校（昭和34年 1 月12日設置認可）					
2 位 置	磐田市見付180番地 5					
3 設 置 者	磐田市見付180番地 5 学校法人 磐田東学園（理事長 石川 勇夫）					
4 変更の理由	英数科は、普通科との再編に伴い、令和5年度入学生から募集を行って おらず、令和6年度末をもって、在籍者もいなくなった上、今後も 生徒募集を行う予定もないため学科を廃止					
5 変更の時期	静岡県知事の認可の日					
6 変更の内容	<table><thead><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td>普通科 英数科</td><td>普通科</td></tr></tbody></table> 磐田東高等学校全日制課程英数科 設置 平成 15 年 英数科設置 令和4年入学を最後に、令和5年より生徒募集停止 令和6年度末在校生全員卒業後、在籍者なし ・生徒は、全員卒業済み ・教職員は、普通科で勤務		変更前	変更後	普通科 英数科	普通科
変更前	変更後					
普通科 英数科	普通科					

第2号議案 静岡サレジオ高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	静岡サレジオ高等学校（昭和 26 年 3 月 2 日設置認可）																		
2 位 置	静岡市清水区中之郷三丁目 2 番 1 号																		
3 設 置 者	静岡市清水区中之郷三丁目 2 番 1 号 学校法人星美学園（理事長 末吉 弘治）																		
4 変更の理由	特色ある国際化教育を推進するとともに、安定的経営のための財務 基盤の強化を図るため収容定員を増員																		
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																		
6 変更の内容	<table><tr><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R10)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>普通科</td><td>170人</td><td>510人 <507人></td><td>210人</td><td>630人</td></tr></table> < >内は令和 7 年 5 月 1 日の実員				学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	普通科	170人	510人 <507人>	210人	630人	
	学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)															
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員														
	普通科	170人	510人 <507人>	210人	630人														
	<令和 8 年度から令和10年度までの定員> <table><tr><th>学 科</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th></tr><tr><td>普通科</td><td>550人（ 210人）</td><td>590人（ 210人）</td><td>630人（ 210人）</td></tr></table> （ ）内は入学定員				学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	普通科	550人（ 210人）	590人（ 210人）	630人（ 210人）							
	学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度															
	普通科	550人（ 210人）	590人（ 210人）	630人（ 210人）															
	<変更後の 1 学年の学級数> <table><tr><th>コース</th><th>エグゼ</th><th>ソフィア</th><th>フロンティア</th><th>合計</th></tr><tr><td>学級数</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>60人</td><td>60人</td><td>90人</td><td>210 人</td></tr></table>				コース	エグゼ	ソフィア	フロンティア	合計	学級数	2	2	3	7	生徒数	60人	60人	90人	210 人
	コース	エグゼ	ソフィア	フロンティア	合計														
	学級数	2	2	3	7														
生徒数	60人	60人	90人	210 人															
◆基準：高等学校設置基準（第 7 条） <table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>授業を受ける生徒数</td><td>1 学級の生徒数は 40 人以下であること</td></tr></table>				項目	要件	授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること												
項目	要件																		
授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること																		

7 職員組織

職 名	変更前 (R7)			変更後 (R10)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1		
教 頭	2	1		2	1	
教 諭	27	5		29	5	
講 師	3	3	13	3	3	14
養護教諭	1			1		
実習助手	4	1		4	1	
事務職員	8		2	8		2
校 医 等			5			5
計	46	10	20	48	10	21

◆基準：高等学校設置基準（第8～11条）
私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考
教頭及び教諭の数	30人以上	・学級数以上の専任の教諭 ・生徒数 360人超 (生徒数＝630)×(週当たり授業時間＝34) 40 × 18

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R7)		変更後 (R10)		
校地	校 地 (屋外運動場)	20,618 m ² (6,123 m ²)		20,618 m ² (6,123 m ²)		
校舎等	普通教室	24 室	1,516 m ²	24 室	1,515 m ²	変更
	特別教室	14 室	1,263 m ²	14 室	1,263 m ²	
	準備室	6 室	170 m ²	6 室	170 m ²	
	校長室	2 室	79 m ²	2 室	79 m ²	
	職員室	4 室	305 m ²	4 室	305 m ²	
	事務室	1 室	120 m ²	1 室	120 m ²	
	図書室	1 室	130 m ²	1 室	130 m ²	
	保健室	2 室	119 m ²	2 室	119 m ²	
	その他		9,290 m ²		9,290 m ²	
	校舎計		12,992 m ²		12,991 m ²	
	屋内運動場		1,274 m ²		1,274 m ²	
	計		14,266 m ²		14,265 m ²	

◆基準：高等学校設置基準（第13条、第14条）

項目	要件	備考
校舎	3,960 m ² 以上	・収容定員 481人 ・算定式：「3,360＋4×（収容定員－480）」 「3,360＋4×（630－480）」
運動場	8,400 m ² 以上	

※この省令の施行の際（H16.4.1）現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

第3号議案 浜松修学舎高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	浜松修学舎高等学校（昭和 23 年 4 月 1 日設置認可）																																						
2 位 置	浜松市中央区向宿二丁目 20 番 1 号																																						
3 設 置 者	浜松市中央区向宿二丁目20番 1 号 学校法人 芥田学園（理事長 木俣 安弘）																																						
4 変更の理由	特色あるビジネスキャリア教育等を推進し進学に力を入れるとともに、安定的経営のための財務基盤の強化を図るため収容定員を増員																																						
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																																						
6 変更の内容	<table><tr><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R10)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>普通夢みらい科</td><td>175人</td><td>525人 <625人></td><td>210人</td><td>630人</td></tr><tr><td>看護科</td><td>70 人</td><td>210 人 <166 人></td><td>70 人</td><td>210 人</td></tr><tr><td>小計</td><td>245 人</td><td>735 人 <791 人></td><td>280 人</td><td>840 人</td></tr><tr><td>看護専攻科</td><td>—</td><td>140 人 <55 人></td><td>—</td><td>140 人</td></tr><tr><td>合計</td><td>—</td><td>875 人</td><td>—</td><td>980 人</td></tr></table> < >内は令和 7 年 5 月 1 日の実員					学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	普通夢みらい科	175人	525人 <625人>	210人	630人	看護科	70 人	210 人 <166 人>	70 人	210 人	小計	245 人	735 人 <791 人>	280 人	840 人	看護専攻科	—	140 人 <55 人>	—	140 人	合計	—	875 人	—	980 人
	学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)																																			
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																		
	普通夢みらい科	175人	525人 <625人>	210人	630人																																		
	看護科	70 人	210 人 <166 人>	70 人	210 人																																		
	小計	245 人	735 人 <791 人>	280 人	840 人																																		
	看護専攻科	—	140 人 <55 人>	—	140 人																																		
	合計	—	875 人	—	980 人																																		
	<令和 8 年度から令和10年度までの収容定員> <table><tr><th>学 科</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th></tr><tr><td>普通夢みらい科</td><td>560人（210人）</td><td>595人（210人）</td><td>630人（210人）</td></tr><tr><td>看護科</td><td>210 人（70 人）</td><td>210 人（70 人）</td><td>210 人（70 人）</td></tr><tr><td>計</td><td>770 人（280 人）</td><td>805 人（280 人）</td><td>840 人（280 人）</td></tr></table> （ ）内は入学定員					学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	普通夢みらい科	560人（210人）	595人（210人）	630人（210人）	看護科	210 人（70 人）	210 人（70 人）	210 人（70 人）	計	770 人（280 人）	805 人（280 人）	840 人（280 人）																		
	学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度																																			
普通夢みらい科	560人（210人）	595人（210人）	630人（210人）																																				
看護科	210 人（70 人）	210 人（70 人）	210 人（70 人）																																				
計	770 人（280 人）	805 人（280 人）	840 人（280 人）																																				
<変更後の 1 学年の学級数> <table><tr><th rowspan="2">学科 コース</th><th colspan="3">普通夢みらい科</th><th rowspan="2">看護科</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>特別進学</th><th>進学</th><th>ビジネスキャリア</th></tr><tr><td>学級数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>8</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>35人</td><td>70人</td><td>105人</td><td>70 人</td><td>280 人</td></tr></table>					学科 コース	普通夢みらい科			看護科	合計	特別進学	進学	ビジネスキャリア	学級数	1	2	3	2	8	生徒数	35人	70人	105人	70 人	280 人														
学科 コース	普通夢みらい科			看護科		合計																																	
	特別進学	進学	ビジネスキャリア																																				
学級数	1	2	3	2	8																																		
生徒数	35人	70人	105人	70 人	280 人																																		
◆基準：高等学校設置基準（第 7 条） <table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>授業を受ける生徒数</td><td>1 学級の生徒数は 40 人以下であること</td></tr></table>					項目	要件	授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること																															
項目	要件																																						
授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること																																						

7 職員組織

職 名	変更前 (R7)			変更後 (R10)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1		
相 談 役		1			1	
教 頭	1	1		1	1	
教 諭	29	5		50	7	
講 師	22	3	20	10	2	21
養護教諭	1	1		1	1	
事務職員	5			7		
嘱託職員	2	6	25	1	5	25
校 医 等			6			6
計	61	17	51	71	17	52

◆基準：高等学校設置基準（第8～11条）
私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考
教頭及び教諭の数	49人以上	・学級数以上の専任の教諭 ・生徒数 360人超 (生徒数=980)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18 ※1学科加えるごとに2人以上増加

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R7)		変更後 (R10)		
校 地	校 地 (屋外運動場)	31,390 m ² (15,705 m ²)		31,390 m ² (15,705 m ²)		
校 舎 等	普通教室	室	1,988 m ²	室	1,988 m ²	
	特別教室	室	1,876 m ²	室	1,876 m ²	
	準 備 室	室	185 m ²	室	185 m ²	
	校 長 室	室	43 m ²	室	43 m ²	
	職 員 室	室	416 m ²	室	416 m ²	
	事 務 室	室	64 m ²	室	64 m ²	
	図 書 室	室	292 m ²	室	292 m ²	
	保 健 室	室	72 m ²	室	72 m ²	
	そ の 他		6,153 m ²		6,153 m ²	
	校 舎 計		11,089 m ²		11,089 m ²	
	屋内運動場		3,606 m ²		3,606 m ²	
計		14,695 m ²		14,695 m ²		

◆基準：高等学校設置基準（第13条、第14条）

項目	要件	備考
校舎	5,360 m ² 以上	収容定員 481人以上 算定式:「3,360+4×(収容定員-480)」 「3,360+4×(980-480)」
運動場	8,400 m ² 以上	

第4号議案 聖隷クリストファー高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	聖隷クリストファー高等学校（昭和 40 年 12 月 28 日設置認可）																											
2 位 置	浜松市中央区三方原町 3453 番地																											
3 設 置 者	浜松市中央区三方原町 3453 番地 学校法人聖隷学園（理事長 小柳 守弘）																											
4 変更の理由	新たにアントレプレナーシップクラスを普通科に設けるため、英数科との間で収容定員を変更																											
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																											
6 変更の内容	<table><tr><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R10)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>英数科</td><td>94人</td><td>282人 <162人></td><td>60人</td><td>180人</td></tr><tr><td>普通科</td><td>200 人</td><td>600 人 <780 人></td><td>234 人</td><td>702 人</td></tr><tr><td>合計</td><td>294 人</td><td>882 人</td><td>294 人</td><td>882 人</td></tr></table> < >内は令和 7 年 5 月 1 日の実員				学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	英数科	94人	282人 <162人>	60人	180人	普通科	200 人	600 人 <780 人>	234 人	702 人	合計	294 人	882 人	294 人	882 人
	学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)																								
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																							
	英数科	94人	282人 <162人>	60人	180人																							
	普通科	200 人	600 人 <780 人>	234 人	702 人																							
	合計	294 人	882 人	294 人	882 人																							
	<令和 8 年度から令和10年度までの収容定員> <table><tr><th>学 科</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th></tr><tr><td>英数科</td><td>248人（ 60人）</td><td>214人（ 60人）</td><td>180人（ 60人）</td></tr><tr><td>普通科</td><td>634 人（234 人）</td><td>668 人（234 人）</td><td>702 人（234 人）</td></tr><tr><td>計</td><td>882 人（294 人）</td><td>882 人（294 人）</td><td>882 人（294 人）</td></tr></table> （ ）内は入学定員				学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	英数科	248人（ 60人）	214人（ 60人）	180人（ 60人）	普通科	634 人（234 人）	668 人（234 人）	702 人（234 人）	計	882 人（294 人）	882 人（294 人）	882 人（294 人）								
	学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度																								
	英数科	248人（ 60人）	214人（ 60人）	180人（ 60人）																								
	普通科	634 人（234 人）	668 人（234 人）	702 人（234 人）																								
計	882 人（294 人）	882 人（294 人）	882 人（294 人）																									
<変更後の 1 学年の学級数> <table><tr><th rowspan="2">学科 コース</th><th colspan="2">普通科</th><th rowspan="2">英数科</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>アントレプレナ ーシップクラス</th><th>進学・特進 クラス</th></tr><tr><td>学級数</td><td>1</td><td>6</td><td>2</td><td>9</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>34人</td><td>200人</td><td>60 人</td><td>294 人</td></tr></table>				学科 コース	普通科		英数科	合計	アントレプレナ ーシップクラス	進学・特進 クラス	学級数	1	6	2	9	生徒数	34人	200人	60 人	294 人								
学科 コース	普通科		英数科		合計																							
	アントレプレナ ーシップクラス	進学・特進 クラス																										
学級数	1	6	2	9																								
生徒数	34人	200人	60 人	294 人																								
◆基準：高等学校設置基準（第 7 条） <table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>授業を受ける生徒数</td><td>1 学級の生徒数は 40 人以下であること</td></tr></table>				項目	要件	授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること																					
項目	要件																											
授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること																											

7 職員組織

職 名	変更前 (R7)			変更後 (R10)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1		
副 校 長	1			1		
教 頭		1			1※	
教 諭	35	4		35	4※	
講 師	5	2	32	5※	2※	32※
養護教諭	1	1		1	1	
スクールカウンセラー	1			1		
事務職員	5			5		
校 医 等			3			3
計	49	8	35	49	8	35

※兼務、講師を教諭に換算すると20人相当（担当時間数週417時間÷20時間）
教諭等の数は、合計 55 人（教諭 35＋講師等 20）

◆基準：高等学校設置基準（第8～11条）
私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考
教頭及び教諭の数	49人以上	・学級数以上の専任の教諭 ・生徒数 360人超 (生徒数＝882)×(週当たり授業時間＝34) 40 × 18 ※1学科加えるごとに2人以上増加

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R7)		変更後 (R10)		
校 地	校 地 (屋外運動場)	104,579 m ² (52,895 m ²)		104,579 m ² (52,895 m ²)		
校 舎 等	普通教室	39 室	2,677 m ²	39 室	2,677 m ²	
	特別教室	7 室	675 m ²	7 室	675 m ²	
	準備室	7 室	187 m ²	7 室	187 m ²	
	校長室	1 室	38 m ²	1 室	38 m ²	
	職員室	2 室	265 m ²	2 室	265 m ²	
	事務室	2 室	78 m ²	2 室	78 m ²	
	図書室	1 室	270 m ²	1 室	270 m ²	
	保健室	2 室	70 m ²	2 室	70 m ²	
	その他		4,875 m ²		4,875 m ²	
	校舎計		9,135 m ²		9,135 m ²	
	屋内運動場		4,369 m ²		4,369 m ²	
	計		13,504 m ²		13,504 m ²	

◆基準：高等学校設置基準（第13条、第14条）

項目	要件	備考
校舎	4,968 m ² 以上	収容定員 481人以上 算定式:「3,360＋4×(収容定員－480)」 「3,360＋4×(882－480)」
運動場	8,400 m ² 以上	

第5号議案 加藤学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	加藤学園高等学校（昭和 23 年 4 月 1 日設置認可）																		
2 位 置	沼津市大岡自由ヶ丘 1979 番地																		
3 設 置 者	沼津市大岡自由ヶ丘1979番地 学校法人加藤学園（理事長 加藤 富仁子）																		
4 変更の理由	少子化の中で進学に重点を置いた学校づくりを行い、コースの再編により、魅力ある学校にしていくため収容定員の変更（減少）																		
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																		
6 変更の内容	<table><tr><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R10)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>普通科</td><td>500人</td><td>1,500人 <1,337人></td><td>390人</td><td>1,170人</td></tr></table> < >内は令和 7 年 5 月 1 日の実員				学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	普通科	500人	1,500人 <1,337人>	390人	1,170人	
	学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)															
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員														
	普通科	500人	1,500人 <1,337人>	390人	1,170人														
	<令和 8 年度から令和10年度までの定員> <table><tr><th>学 科</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th></tr><tr><td>普通科</td><td>1,390人（390人）</td><td>1,280人（390人）</td><td>1,170人（390人）</td></tr></table> （ ）内は入学定員				学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	普通科	1,390人（390人）	1,280人（390人）	1,170人（390人）							
	学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度															
	普通科	1,390人（390人）	1,280人（390人）	1,170人（390人）															
	<変更後の各学年の学級数> <table><tr><th>学年</th><th>1 学年</th><th>2 学年</th><th>3 学年</th><th>合計</th></tr><tr><td>学級数</td><td>12</td><td>13</td><td>13</td><td>38</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>390人</td><td>390 人</td><td>390 人</td><td>1,170 人</td></tr></table>				学年	1 学年	2 学年	3 学年	合計	学級数	12	13	13	38	生徒数	390人	390 人	390 人	1,170 人
	学年	1 学年	2 学年	3 学年	合計														
	学級数	12	13	13	38														
生徒数	390人	390 人	390 人	1,170 人															
◆基準：高等学校設置基準（第 7 条） <table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>授業を受ける生徒数</td><td>1 学級の生徒数は 40 人以下であること</td></tr></table>				項目	要件	授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること												
項目	要件																		
授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること																		

7 職員組織

職 名	変更前 (R7)			変更後 (R10)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1		
教 頭	3			3		
教 諭	64			64		
講 師			48			48
養護教諭	1		3	1		3
実習助手	2		4	2		4
事務職員	7		7	7		7
用務員等	1		1	1		1
校 医 等			6			6
計	79		69	79		69

◆基準：高等学校設置基準（第8～11条）
私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考
教頭及び教諭の数	56人以上	・学級数以上の専任の教諭 ・生徒数 360人超える $(\text{生徒数}=1,170) \times (\text{週当たり授業時間}=34)$ 40×18

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R7)		変更後 (R10)		
校 地	校 地 (屋外運動場)	32,772 m ² (15,396 m ²)		32,772 m ² (15,396 m ²)		
校 舎 等	普通教室	43 室	3,000 m ²	43 室	3,000 m ²	
	特別教室	19 室	1,634 m ²	19 室	1,634 m ²	
	準 備 室	5 室	180 m ²	5 室	180 m ²	
	校 長 室	2 室	48 m ²	2 室	48 m ²	
	職 員 室	2 室	360 m ²	2 室	360 m ²	
	事 務 室	1 室	48 m ²	1 室	48 m ²	
	図 書 室	1 室	257 m ²	1 室	257 m ²	
	保 健 室	1 室	108 m ²	1 室	108 m ²	
	そ の 他		8,440 m ²		8,440 m ²	
	校 舎 計		14,075 m ²		14,075 m ²	
	屋内運動場		1,731 m ²		1,731 m ²	
計			15,806 m ²		15,806 m ²	

◆基準：高等学校設置基準（第13条、第14条）

項目	要件	備考
校舎	6,120 m ² 以上	収容定員 481人以上 算定式:「3,360+4×(収容定員-480)」 「3,360+4×(1,170-480)」
運動場	8,400 m ² 以上	

第6号議案 静岡雙葉高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	静岡雙葉高等学校（昭和 23 年 4 月 1 日設置認可）																	
2 位 置	静岡市葵区追手町 10 番 71 号																	
3 設 置 者	静岡市葵区追手町 10 番 71 号 学校法人静岡雙葉学園（理事長 林 健久）																	
4 変更の理由	学則の収容定員と実態との間の乖離の是正及び通信制課程の新設のため、収容定員を変更（減少）																	
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																	
6 変更の内容	<table><tr><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R10)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>普通科</td><td>200人</td><td>600人 ＜329人＞</td><td>180人</td><td>540人</td></tr></table> ＜ ＞内は令和 7 年 5 月 1 日の実員				学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	普通科	200人	600人 ＜329人＞	180人	540人
	学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)														
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員													
	普通科	200人	600人 ＜329人＞	180人	540人													
	＜令和 8 年度から令和10年度までの定員＞ <table><tr><th>学 科</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th></tr><tr><td>普通科</td><td>580人（ 180人）</td><td>560人（ 180人）</td><td>540人（ 180人）</td></tr></table> （ ）内は入学定員				学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	普通科	580人（ 180人）	560人（ 180人）	540人（ 180人）						
	学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度														
	普通科	580人（ 180人）	560人（ 180人）	540人（ 180人）														
	＜変更後の 1 学年の学級数＞ <table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>学級数</td><td>5</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>180人</td></tr></table>				区分	内容	学級数	5	生徒数	180人								
	区分	内容																
	学級数	5																
生徒数	180人																	
◆基準：高等学校設置基準（第 7 条） <table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>授業を受ける生徒数</td><td>1 学級の生徒数は 40 人以下であること</td></tr></table>				項目	要件	授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること											
項目	要件																	
授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること																	

7 職員組織

職 名	変更前 (R7)			変更後 (R10)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1		
教 頭	1			1		
教 諭	24	2		27	2	
講 師	4	1	11	2		10
養護教諭	1			1		
事務職員	5		1	5		1
用務員等	2			2		
校 医 等			5			5
計	38	3	17	39	2	16

◆基準：高等学校設置基準（第8～11条）
私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考
教頭及び教諭の数	26人以上	・学級数以上の専任の教諭 ・生徒数 360人超 (生徒数=540)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R7)		変更後 (R10)		
校地	校 地 (屋外運動場)	10,661 m ² (3,084 m ²)		10,661 m ² (3,084 m ²)		
校舎等	普通教室	12 室	870 m ²	15 室	1,016 m ²	変更
	特別教室	24 室	2,144 m ²	21 室	1,998 m ²	変更
	準備室	13 室	475 m ²	13 室	475 m ²	
	校長室	1 室	34 m ²	1 室	34 m ²	
	職員室	1 室	316 m ²	1 室	316 m ²	
	事務室	1 室	110 m ²	1 室	110 m ²	
	図書室	1 室	321 m ²	1 室	321 m ²	
	保健室	1 室	91 m ²	1 室	91 m ²	
	その他		10,959 m ²		10,959 m ²	
	校舎計		15,320 m ²		15,320 m ²	
	屋内運動場		1,778 m ²		1,778 m ²	
	計		17,098 m ²		17,098 m ²	

◆基準：高等学校設置基準（第13条、第14条）

項目	要件	備考
校舎	3,840 m ² 以上	収容定員 481人以上 算定式:「3,360+6×(収容定員-480)」 「3,360+6×(560-480)」
運動場	8,400 m ² 以上	

※この省令の施行の際（H16.4.1）現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

第 7 号議案 常葉大学附属常葉高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	常葉大学附属常葉高等学校（昭和 26 年 8 月 31 日設置認可）																	
2 位 置	静岡市葵区水落町 1 番 30 号																	
3 設 置 者	静岡市駿河区弥生町 6 番 1 号 学校法人常葉大学（理事長 木宮 健二）																	
4 変更の理由	近年の募集実績や 15 歳人口の推移を踏まえ、収容定員を変更（減少）																	
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																	
6 変更の内容	<table><tr><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R10)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>普通科</td><td>240人</td><td>720人 <255人></td><td>120人</td><td>360人</td></tr></table>				学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	普通科	240人	720人 <255人>	120人	360人
	学 科	変更前 (R7)		変更後 (R10)														
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員													
	普通科	240人	720人 <255人>	120人	360人													
	< >内は令和 7 年 5 月 1 日の実員																	
	<令和 8 年度から令和10年度までの定員>																	
	<table><tr><th>学 科</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th></tr><tr><td>普通科</td><td>600人（120人）</td><td>480人（120人）</td><td>360人（120人）</td></tr></table>				学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	普通科	600人（120人）	480人（120人）	360人（120人）						
	学 科	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度														
	普通科	600人（120人）	480人（120人）	360人（120人）														
	（ ）内は入学定員																	
<変更後の 1 学年の学級数>																		
<table><tr><th>コース</th><th>各学年</th></tr><tr><td>学級数</td><td>3</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>120人</td></tr></table>				コース	各学年	学級数	3	生徒数	120人									
コース	各学年																	
学級数	3																	
生徒数	120人																	
◆基準：高等学校設置基準（第 7 条）																		
<table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>授業を受ける生徒数</td><td>1 学級の生徒数は 40 人以下であること</td></tr></table>				項目	要件	授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること											
項目	要件																	
授業を受ける生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること																	

7 職員組織

職 名	変更前 (R7)			変更後 (R10)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1		
教 頭	1	1		1	1※	
教 諭	19	5		18	5※	
講 師			8			7※
養護教諭	1			1		
実習助手	1		1	1		1
事務職員	3	1	1	3	1	1
校 医 等			5			5
計	26	7	15	25	7	14

※兼務、講師を教諭に換算すると 4 人相当（担当時間数週80時間÷20時間）
教諭等の数は、合計23人（教頭 1＋教諭18＋講師等 4）

◆基準：高等学校設置基準（第 8～11 条）
私立小中高等学校設置認可等審査基準（第 5 条）

項目	要件	備考
教頭及び教諭の数	21 人以上	・学級数以上の専任の教諭 ・生徒数 360 人以下 (生徒数=360)×(週当たり授業時間=34) 40 × 15

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R7)		変更後 (R10)		
校 地	校 地 (屋外運動場)	42,279 m ² (35,370 m ²)		42,279 m ² (35,370 m ²)		
校 舎 等	普通教室	18 室	1,155 m ²	18 室	1,155 m ²	
	特別教室	24 室	1,370 m ²	24 室	1,370 m ²	
	準 備 室	6 室	119 m ²	6 室	119 m ²	
	校 長 室	1 室	37 m ²	1 室	37 m ²	
	職 員 室	3 室	258 m ²	3 室	258 m ²	
	事 務 室	1 室	46 m ²	1 室	46 m ²	
	図 書 室	1 室	247 m ²	1 室	247 m ²	
	保 健 室	1 室	82 m ²	1 室	82 m ²	
	そ の 他		2,741 m ²		2,741 m ²	
	校 舎 計		6,055 m ²		6,055 m ²	
	屋内運動場		1,361 m ²		1,361 m ²	
	計		7,416 m ²		7,416 m ²	

◆基準：高等学校設置基準（第 13 条、第 14 条）

項目	要件	備考
校舎	2,640 m ² 以上	収容定員 121 人以上 480 人以下 算定式: 1,200+6×(収容定員－120) 1,200+6×(360－120)=2,640
運動場	8,400 m ² 以上	

第 8 号議案 常葉大学附属常葉中学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	常葉大学附属常葉中学校（昭和 23 年 4 月 1 日設置認可）															
2 位 置	静岡市葵区水落町 1 番 30 号															
3 設 置 者	静岡市駿河区弥生町 6 番 1 号 学校法人常葉大学（理事長 木宮 健二）															
4 変更の理由	近年の募集実績や 12 歳人口の推移を踏まえ、収容定員を変更（減少）															
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日															
6 変更の内容	<table><tr><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R10)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>80人</td><td>240人 ＜76人＞</td><td>40人</td><td>120人</td></tr></table> ＜ ＞内は令和 7 年 5 月 1 日の実員				変更前 (R7)		変更後 (R10)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	80人	240人 ＜76人＞	40人	120人
	変更前 (R7)		変更後 (R10)													
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員												
	80人	240人 ＜76人＞	40人	120人												
	＜令和 8 年度から令和10年度までの定員＞ <table><tr><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th></tr><tr><td>200人（ 40人）</td><td>160人（ 40人）</td><td>120人（ 40人）</td></tr></table> （ ）内は入学定員				令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	200人（ 40人）	160人（ 40人）	120人（ 40人）						
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度													
	200人（ 40人）	160人（ 40人）	120人（ 40人）													
	＜変更後の 1 学年の学級数＞ <table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>学級数</td><td>1</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>40人</td></tr></table>				区分	内容	学級数	1	生徒数	40人						
	区分	内容														
	学級数	1														
生徒数	40人															
◆基準：中学校設置基準（第 4 条） <table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>一学級の生徒数</td><td>1 学級の生徒数は 40 人以下であること</td></tr></table>				項目	要件	一学級の生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること									
項目	要件															
一学級の生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること															

7 職員組織

職 名	変更前 (R7)			変更後 (R10)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長		1			1	
教 頭	1	1		1	1	
教 諭	5	11		5	10	
講 師		1	2		1	2
養護教諭		1			1	
実習助手		1	1		1	1
事務職員	1	1		1	1	
校 医 等			5			5
計	7	17	8	7	16	8

◆基準：中学校設置基準（第6条）
私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考
教諭の数	3人以上	・学級数以上の専任の教諭

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R7)		変更後 (R10)		
校 地	校 地	42,279 m ²		42,279 m ²		
	(屋外運動場)	(35,370 m ²)		(35,370 m ²)		
校 舎 等	普通教室	6 室	359 m ²	6 室	359 m ²	
	特別教室	24 室	1,370 m ²	24 室	1,370 m ²	
	準 備 室	6 室	119 m ²	6 室	119 m ²	
	校 長 室	1 室	37 m ²	1 室	37 m ²	
	職 員 室	1 室	55 m ²	1 室	55 m ²	
	事 務 室	1 室	46 m ²	1 室	46 m ²	
	図 書 室	1 室	247 m ²	1 室	247 m ²	
	保 健 室	1 室	82 m ²	1 室	82 m ²	
	そ の 他		2,741 m ²		2,741 m ²	
	校 舎 計		5,056 m ²		5,056 m ²	
	屋内運動場		1,361 m ²		1,361 m ²	
計			6,417 m ²		6,417 m ²	

◆基準：中学校設置基準（第8条）

項目	要件	備考
校舎	1,080 m ² 以上	収容定員 41 人以上 480 人以下 算定式: 600+6 × (生徒数-40) 600+6 × (120-40) = 1,080
運動場	3,600 m ² 以上	1 人以上 240 人以下

第9号議案 三和幼稚園の廃止認可について

1 名 称	三和幼稚園 (昭和 46 年 4 月 1 日設置認可)					
2 位 置	静岡県焼津市三和 614 番 2					
3 設 置 者	学校法人頌徳学園 (理事長 金原 順一)					
4 廃止の理由	幼保連携型認定こども園に移行するため					
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日					
6 園児の処置方法	設置する幼保連携型認定こども園に通園する					
7 教職員の処置方法	設置する幼保連携型認定こども園に勤務する					
8 指導要録等の保存方法	設置する幼保連携型認定こども園で保管する					
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在 (単位 : 人)					
		R3	R4	R5	R6	R7
	3 歳児	45	61	44	44	49
	4 歳児	45	44	60	50	47
	5 歳児	49	45	45	59	48
	合計	139	150	149	153	144

第 10 号議案 あすなろ幼稚園の廃止認可について

1 名 称	あすなろ幼稚園 (昭和 43 年 3 月 9 日設置認可)					
2 位 置	静岡県浜松市中央区遠州浜一丁目 10 番 2 号					
3 設 置 者	学校法人あすなろ学園 (理事長 坂本 佳一)					
4 廃止の理由	園児減少のため					
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日					
6 園児の処置方法	令和 7 年 4 月から休園しており園児は不在					
7 教職員の処置方法	令和 7 年 4 月から休園しており教職員は不在					
8 指導要録等の保存方法	卒園後 20 年経過していない者については、県が卒園後 20 年までの間保存する					
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在 (単位 : 人)					
	R3	R4	R5	R6	R7	
3 歳児	28	14	9	0	0	
4 歳児	22	27	13	8	0	
5 歳児	35	22	27	13	0	
合計	85	63	49	21	0	

第 11 号議案 学校法人あすなろ学園の解散認可について

1 名 称	学校法人あすなろ学園 (昭和 43 年 3 月 9 日設立認可)
2 所 在 地	静岡県浜松市中央区遠州浜一丁目 10 番 2 号
3 代 表 者	理事長 坂本 佳一
4 解散の理由	休園中のあすなろ幼稚園を廃止するため (寄附行為第 51 条第 1 項第 1 号による)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	30,822,572 円
7 残余財産の処分方法	学校法人早出学園に寄附する。

第 12 号議案 専門学校静岡医療科学専門学校(専修学校)の目的変更認可について

1	名 称	専門学校静岡医療科学専門学校 (平成8年3月26日設置認可 校長 金山 尚裕)																																																																																																															
2	位 置	静岡県浜松市浜名区平口 2000 番地																																																																																																															
3	設 置 者	静岡県浜松市浜名区平口 2000 番地 学校法人十全青翔学園（理事長 臼井 岳）																																																																																																															
4	目 的	＜変更前＞ 本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い学生が医療専門職に関する高度の知識及び技術を修得することにより、社会に貢献し得る医療の専門職者を育成することを目的とする。 ＜変更後＞ 本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い<u>学生が医療の現場で必要となる医療分野及び商業実務分野における高度な知識及び技術を修得することにより、社会に貢献し得る専門職者を育成することを目的とする。</u>																																																																																																															
5	課 程 及 び 分 野	＜変更前＞ 専門課程 医療分野 ＜変更後＞ 専門課程 医療分野、<u>商業実務分野</u>																																																																																																															
6	変更の理由	商業実務分野（医療マネジメント学科）新設のため																																																																																																															
7	変更の時期	令和8年4月1日																																																																																																															
8	変更の内容	＜変更前＞ <table><tr><th>課程</th><th>分野</th><th>学 科</th><th>昼夜区分</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>総定員</th><th>入学資格</th></tr><tr><td rowspan="6">専門</td><td rowspan="6">医療</td><td>理学療法学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>60人</td><td>180人</td><td rowspan="6">高等学校又は中等教育学校を卒業した者等</td></tr><tr><td>作業療法学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>30人</td><td>90人</td></tr><tr><td>医学工学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>30人</td><td>90人</td></tr><tr><td>医学検査学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>40人</td><td>120人</td></tr><tr><td>医学放射線学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>40人</td><td>120人</td></tr><tr><td>看護学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>60人</td><td>180人</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td></td><td></td><td>260人</td><td>780人</td><td></td></tr></table> ＜変更後＞ 医療マネジメント学科の新設 <table><tr><th>課程</th><th>分野</th><th>学 科</th><th>昼夜区分</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>総定員</th><th>入学資格</th></tr><tr><td rowspan="7">専門</td><td rowspan="6">医療</td><td>理学療法学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>60人</td><td>180人</td><td rowspan="6">高等学校又は中等教育学校を卒業した者等</td></tr><tr><td>作業療法学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>30人</td><td>90人</td></tr><tr><td>医学工学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>30人</td><td>90人</td></tr><tr><td>医学検査学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>40人</td><td>120人</td></tr><tr><td>医学放射線学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>40人</td><td>120人</td></tr><tr><td>看護学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>60人</td><td>180人</td></tr><tr><td>商業実務</td><td>医療マネジメント学科(2年課程)</td><td>昼</td><td>2年</td><td>30人</td><td>60人</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td></td><td></td><td>290人</td><td>840人</td><td></td></tr></table>							課程	分野	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入学資格	専門	医療	理学療法学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等	作業療法学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人	医学工学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人	医学検査学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人	医学放射線学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人	看護学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	合計					260人	780人		課程	分野	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入学資格	専門	医療	理学療法学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等	作業療法学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人	医学工学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人	医学検査学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人	医学放射線学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人	看護学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	商業実務	医療マネジメント学科(2年課程)	昼	2年	30人	60人		合計					290人	840人	
課程	分野	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入学資格																																																																																																										
専門	医療	理学療法学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等																																																																																																										
		作業療法学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人																																																																																																											
		医学工学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人																																																																																																											
		医学検査学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人																																																																																																											
		医学放射線学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人																																																																																																											
		看護学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人																																																																																																											
合計					260人	780人																																																																																																											
課程	分野	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入学資格																																																																																																										
専門	医療	理学療法学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等																																																																																																										
		作業療法学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人																																																																																																											
		医学工学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人																																																																																																											
		医学検査学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人																																																																																																											
		医学放射線学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人																																																																																																											
		看護学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人																																																																																																											
	商業実務	医療マネジメント学科(2年課程)	昼	2年	30人	60人																																																																																																											
合計					290人	840人																																																																																																											

◆ 学校教育法 第 124 条、第 125 条

基準	内容
修業年限 1 年以上	2 年制
各分野の課程ごと、定員 40 人以上	商業実務分野 60 人
入学資格（専門課程） 高等学校卒業程度	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等

◆ 専修学校設置基準 第 6 条

基準	内容
同時に授業を行う生徒数 40 人以下	30 人/クラス

◆ 専修学校設置基準 第 9 条、第 16 条第 1 項

基準	内容
1 単位時間 50 分（45 分も可）	45 分
授業時数 年間 800 単位時間以上	900 単位時間以上

9 職員組織

(単位：人)

区 分	令和 7 年度			令和 8 年度 (1 年目)			令和 9 年度 (完成年度 2 年目)		
職 名	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1			1		
副 校 長	1			1			1		
教 員	44			46			46		
(商業実務分野)				(3)			(3)		
講 師			85			91			91
(商業実務分野)						(10)			(10)
事 務 職 員	9			9			9		
用 務 員	5			5			5		
学 校 医		1			1			1	
計	60	1	85	62	1	91	62	1	91

◆ 専修学校設置基準 第 39 条 ()は専任教員

基準（医療分野 780 人＋商業実務分野 60 人）		内容
教員数	令和 8 年度：教員 20 人以上（12 人以上） ・医療分野：14+ ((780-600)÷60) =17 人(9 人) ・商業実務分野：3 人(3 人)	138 人 (47 人)
	令和 9 年度：教員 20 人以上（12 人以上） ・医療分野：14+ ((780-600)÷60) =17 人(9 人) ・商業実務分野：3 人(3 人)	138 人 (47 人)

10 施設等の状況

区 分			変更前		変更後		
校 地	校舎敷地	自己所有		2,498.00 m ²		2,498.00 m ²	
		借 地		5,101.35 m ²		5,101.35 m ²	
	その他校地	自己所有		4,480.82 m ²		4,480.82 m ²	
		借 地		17,814.83 m ²		17,814.83 m ²	
	合 計			29,895.00 m ²		29,895.00 m ²	
校 舎	1号館 3,627.10 m ² 2号館A棟 1,937.00 m ² 2号館B棟 3,016.56 m ² 3号館 1,850.18 m ² 計4棟	自己所有	普通教室	25室	2,073.60 m ²	25室	2,073.60 m ²
			実習教室	24室	2,938.09 m ²	24室	2,938.09 m ²
			校長室	1室	39.00 m ²	1室	39.00 m ²
			事務室	2室	83.57 m ²	2室	83.57 m ²
			教務室	6室	467.76 m ²	6室	467.76 m ²
			更衣室	8室	225.23 m ²	8室	225.23 m ²
			トイレ	27室	334.56 m ²	27室	334.56 m ²
			体育館	1室	696.95 m ²	1室	696.95 m ²
			図書館	1室	269.41 m ²	1室	269.41 m ²
			廊下その他	-	3,302.67 m ²	-	3,302.67 m ²
	合 計			10,430.84 m ²		10,430.84 m ²	

◆ 専修学校設置基準 第46条、第49条

基準		内容
目的、生徒数又は課程に応じ	教室、教員室、事務室、その他必要な附帯施設を備えること。	普通教室 25室 実習教室 24室 事務室 2室ほか
	必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	校具、教具、図書等確認済

◆ 専修学校設置基準 第47条

基準	内容
校舎面積 2,670 m ² 以上 (医療分野 780人 + 商業実務分野 60人) $260 + 3.0 \times (780 - 40) + 140 + 2.5 \times (60 - 40) = 2,670$	10,430.84 m ²

第 13 号議案 エスコラフジ（各種学校）の廃止認可について

1 名 称	エスコラフジ (平成 19 年 3 月 23 日設置認可)																																					
2 位 置	富士市平垣本町 6 番 18 号																																					
3 設 置 者	富士市平垣本町 6 番 18 号 学校法人神和学園（理事長 神尾 正和）																																					
4 廃止の理由	生徒数の減少が続き、今後の増加も見込めないため																																					
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																																					
6 生徒の処置方法	現在、在籍者なし																																					
7 教職員の処置方法	全員退職済み																																					
8 指導要録等の保存方法	理事長が代表取締役を務める株式会社で保管																																					
9 生徒数の推移	(各年度 5 月 1 日現在、単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程名</th><th>学科名</th><th>定員</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全日課程</td><td>小学科</td><td>90</td><td>6</td><td>7</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>中学科</td><td>45</td><td>7</td><td>8</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>135</td><td>13</td><td>15</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※令和 6 年度より在籍者なし							課程名	学科名	定員	R3	R4	R5	R6	R7	全日課程	小学科	90	6	7	5	0	0	中学科	45	7	8	3	0	0	合計		135	13	15	8	0	0
課程名	学科名	定員	R3	R4	R5	R6	R7																															
全日課程	小学科	90	6	7	5	0	0																															
	中学科	45	7	8	3	0	0																															
合計		135	13	15	8	0	0																															

第 14 号議案 学校法人神和学園の解散認可について

1 名 称	学校法人神和学園 (平成 19 年 3 月 23 日設立認可)
2 所 在 地	富士市平坦本町 6 番 18 号
3 代 表 者	理事長 神尾 正和
4 解散の理由	令和 6 年 3 月 31 日をもって全学生が卒業し休校となっているエスコーラフジを廃止するため (寄附行為第 37 条第 1 項第 1 号による)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	6, 733, 278 円
7 残余財産の処分方法	静岡県へ寄附

第 15 号議案 国際ことば学院日本語学校(各種学校)の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	国際ことば学院日本語学校（平成 13 年 3 月 27 日設置認可）																																																
2 位 置	静岡市駿河区八幡三丁目 2 番 28 号（本館） 静岡市駿河区八幡三丁目 7 番 6 号（2 号館）																																																
3 設置者	静岡市駿河区八幡三丁目 2 番 28 号 学校法人国際ことば学院（理事長 袴田 靖子）																																																
4 変更の理由	現在の教職員数および教育体制を踏まえ、今後も教育の質を一定以上の水準で維持・向上させるために、最適な規模に見直すこととしたため																																																
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																																																
6 変更の内容	収容定員を 280 人から 70 人減として、210 人とする。 <table><tr><th rowspan="2">コース名</th><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R9)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>日本語学科</td><td>140 人</td><td>280 人 <199 人></td><td>105 人</td><td>210 人 (▲70 人)</td></tr></table> < >内は令和 7 年 5 月 1 日の実員 第 1 部(8 時 30 分～11 時 50 分)・第 2 部(13 時 00 分～16 時 20 分)の 2 部制 <令和 7 年度から令和 9 年度までの収容定員> <table><tr><th rowspan="2"></th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr><tr><th>収容定員</th><th>収容定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>1 学年 (入学定員)</td><td>140 人 (140 人)</td><td>105 人 (105 人)</td><td>105 人 (105 人)</td></tr><tr><td>2 学年</td><td>140 人</td><td>140 人</td><td>105 人</td></tr><tr><td>合 計</td><td>280 人</td><td>245 人</td><td>210 人</td></tr></table> 【変更後の各学年の学級数及び生徒数】 <table><tr><th></th><th>1 学年</th><th>2 学年</th><th>合計</th></tr><tr><td>学級数</td><td>6</td><td>6</td><td>12</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>105</td><td>105</td><td>210</td></tr></table> ◆認定日本語教育機関認定基準第 24 条第 6 項 同時に授業を行う生徒数は、20 人以下でなければならない				コース名	変更前 (R7)		変更後 (R9)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	日本語学科	140 人	280 人 <199 人>	105 人	210 人 (▲70 人)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	収容定員	収容定員	収容定員	1 学年 (入学定員)	140 人 (140 人)	105 人 (105 人)	105 人 (105 人)	2 学年	140 人	140 人	105 人	合 計	280 人	245 人	210 人		1 学年	2 学年	合計	学級数	6	6	12	生徒数	105	105	210
コース名	変更前 (R7)		変更後 (R9)																																														
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																													
日本語学科	140 人	280 人 <199 人>	105 人	210 人 (▲70 人)																																													
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																																														
	収容定員	収容定員	収容定員																																														
1 学年 (入学定員)	140 人 (140 人)	105 人 (105 人)	105 人 (105 人)																																														
2 学年	140 人	140 人	105 人																																														
合 計	280 人	245 人	210 人																																														
	1 学年	2 学年	合計																																														
学級数	6	6	12																																														
生徒数	105	105	210																																														

7

職員組織

区分	変更前 (R7)			変更後 (R9)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1		
主 任	1			1		
教 員	5		19	5		19
事務長	1			1		
事務職員	4			4		
合 計	12		19	12		19

教員数 26 人 (うち専任教員 7 人)

◆認定日本語教育機関認定基準第 6 条 教員 11 人以上、専任教員 6 人以上

◆各種学校規程第 8 条 教員 3 人以上

8

施設等の
状 況

区分	施設名	面積等			
		変更前		変更後	
校地		1,013.73 m ²		1,013.73 m ²	
校舎	普通教室	11 室	351.25 m ²	11 室	351.25 m ²
	教員室	1 室	59.56 m ²	1 室	59.56 m ²
	事務室	2 室	57.16 m ²	2 室	57.16 m ²
	図書室	2 室	26.69 m ²	2 室	26.69 m ²
	保健室	2 室	20.17 m ²	2 室	20.17 m ²
	その他	—	209.58 m ²	—	209.58 m ²
			724.41 m ²		724.41 m ²

(1 人当り 6.89 m²)

1 人当たり校舎面積

第 1 部・第 2 部共通 724.41 m²÷105 人=6.89 m²

1 人当たり教室面積

第 1 部・第 2 部共通 1.62 m²~1.65 m²

◆認定日本語教育機関認定基準第 13 条、第 14 条

校舎面積 115 m²以上、かつ 1 人当り 2.3 m²以上

教室面積 1 人当たり 1.5 m²以上

◆各種学校規程第 10 条

校舎面積 115.70 m²以上、かつ 1 人当り 2.31 m²以上

事前審査 1 学校法人森の国学園の設立について

1 名 称	学校法人森の国学園				
2 事務所所在地	周知郡森町問詰259番地				
3 設立代表者	進士 友紀子				
4 目 的	高等学校を設置するため、学校法人を設立				
5 設立の時期	令和8年4月1日				
6 設置する学校	静岡泉洋高等学校（周知郡森町問詰 259 番地）				
7 役 員 等	○理事6人、監事2人、評議員7人				
	職 名	氏 名	選任区分	職 業	備 考
	理事長				
	理事				
	監事				
	評議員				

◆基準：私立学校法

項目	要件
理事	(1) 監事、評議員との兼職禁止 (2) 設置する学校の校長を含むこと (3) 外部理事を含むこと (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1/3を超えていないこと 等
監事	(6) 理事、評議員、職員、子法人の役職員（監事、監査役等を除く）との兼職禁止 (7) 他の監事又は2人（経過措置期間中は3人）以上の評議員と特別利害関係を有していないこと
評議員	(8) 理事、監事との兼職禁止 (9) 職員を含むこと (10) 25歳以上の卒業生を含むこと (11) 他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の1/3を超えていないこと (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1/2を超えていないこと (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えていないこと

事前審査2 静岡泉洋高等学校の設置計画について

1 名 称	静岡泉洋高等学校																																																																																																																					
2 位 置	周智郡森町問詰259番地																																																																																																																					
3 設 置 者	周智郡森町問詰259番地 (仮称) 学校法人森の国学園 (設立代表者 進士 友紀子)																																																																																																																					
4 目 的	近年における不登校、発達障がいの中학생や高校生が増加している状況を受け(1)学校教育を行い、心身ともに健全で知性及び情操豊かな青少年の育成(2)不登校及び発達障がいの生徒の就学及び進学 の機会を与える(3)自立して活動する「生きる力」を備える人材を育成するため、通信制課程のみを置く高等学校を設置																																																																																																																					
5 開設の時期	令和8年4月1日																																																																																																																					
6 編 成 等	<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>収容定員</th></tr> <tr> <td>通信制課程(狭域、単位制)普通科</td><td>240人</td></tr> </table>	区分	収容定員	通信制課程(狭域、単位制)普通科	240人																																																																																																																	
区分	収容定員																																																																																																																					
通信制課程(狭域、単位制)普通科	240人																																																																																																																					
7 職 員 組 織	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">職 名</th><th colspan="3">令和8年度</th><th colspan="3">令和9年度</th><th colspan="3">令和10年度</th></tr> <tr> <th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr> <tr> <td>校 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教 頭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教 諭</td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>講 師</td><td></td><td></td><td>9</td><td></td><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td>10</td></tr> <tr> <td>養護教諭</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr> <tr> <td>事 務 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>計</td><td>10</td><td></td><td>13</td><td>10</td><td></td><td>14</td><td>10</td><td></td><td>14</td></tr> </table> ◆基準：高等学校通信教育規程(第5～6条) 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準(第7条) <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>要件</th></tr> <tr> <td>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭</td><td>5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの</td></tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td><td>1人以上(他の職を兼ねても可)</td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>相当数(収容定員240人以下:3人以上)</td></tr> </table>	職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長	1			1			1			教 頭	1			1			1			教 諭	4			4			4			講 師			9			10			10	養護教諭	1		1	1		1	1		1	事 務 長	1			1			1			事務職員	2			2			2			校 医 等			3			3			3	計	10		13	10		14	10		14	項目	要件	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上(他の職を兼ねても可)	事務職員	相当数(収容定員240人以下:3人以上)
職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度																																																																																																															
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																													
校 長	1			1			1																																																																																																															
教 頭	1			1			1																																																																																																															
教 諭	4			4			4																																																																																																															
講 師			9			10			10																																																																																																													
養護教諭	1		1	1		1	1		1																																																																																																													
事 務 長	1			1			1																																																																																																															
事務職員	2			2			2																																																																																																															
校 医 等			3			3			3																																																																																																													
計	10		13	10		14	10		14																																																																																																													
項目	要件																																																																																																																					
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの																																																																																																																					
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上(他の職を兼ねても可)																																																																																																																					
事務職員	相当数(収容定員240人以下:3人以上)																																																																																																																					

8 施設等の状況

施設名	面積等		備考
校地	14,869 m ²		借用
校舎	7,753 m ²		
屋外運動場	7,116 m ²		
校舎等	2,982 m ²		借用
校舎	2,108 m ²		
普通教室	6 室	301 m ²	
特別教室	4 室	399 m ²	
準備室	3 室	87 m ²	
校長室	1 室	36 m ²	
職員室	1 室	67 m ²	
図書室	1 室	110 m ²	
保健室	1 室	34 m ²	
その他		1,074 m ²	
屋内運動場		874 m ²	

<通信教育連携協力施設>

施設名	面積等	備考
学習等支援施設	586 m ²	
菊川学習センター	586 m ²	定員 70 人

◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条）

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない。 ・ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。
校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数×1.5m ² +5m ² (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上 (4) 独立校の校舎面積 1,200m ² 以上
屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上 （屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）

9 資 産	<設置資金> ・ 設置に係る借入金なし ・ 施設及び設備は自己資金による借用			
	<運用資金> (単位：千円)			
	経常的経費		運用資金	
	科目	金額	科目	金額
	計		計	
	◆基準：私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第13～14条）			
項目		要件		
設置資金	実施校の施設及び設備の取得に必要な資金は、原則として全額、設置者である学校法人の自己資金			
運用資金	認可申請時において、実施校の開設年度の経常的経費の2分の1に相当する運用資金を保有			

事前審査3 あおい開惺高等学校の設置計画について

1 名 称	あおい開惺高等学校																																																																																																																									
2 位 置																																																																																																																										
3 設 置 者	茨城県牛久市柏田町字新田3315番地10 学校法人つくば開成学園（理事長 糸賀 修）																																																																																																																									
4 目 的	現況の公教育の枠組みで、不適応とならざるを得なかった生徒たちを対象に、個人の状況に応じた高校教育の提供を行い、この地域社会に、中学校卒業後、または高校中退後、就職も進学もできず、孤立せざるを得ない生徒たちを一人でも少なくすることを目的とし、通信制課程のみを置く高等学校を設置																																																																																																																									
5 開設の時期	令和8年4月1日																																																																																																																									
6 編 成 等	<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>収容定員</th></tr> <tr> <td>通信制課程（狭域、単位制）普通科</td><td>640人</td></tr> </table>	区分	収容定員	通信制課程（狭域、単位制）普通科	640人																																																																																																																					
区分	収容定員																																																																																																																									
通信制課程（狭域、単位制）普通科	640人																																																																																																																									
7 職 員 組 織	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">職 名</th><th colspan="3">令和8年度</th><th colspan="3">令和9年度</th><th colspan="3">令和10年度</th></tr> <tr> <th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr> <tr> <td>校 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教 頭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教 諭</td><td>7</td><td></td><td></td><td>7</td><td></td><td></td><td>7</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>講 師</td><td>1</td><td></td><td>12</td><td>1</td><td></td><td>12</td><td>1</td><td></td><td>12</td></tr> <tr> <td>養護教諭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事 務 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>2</td><td></td><td>3</td><td>2</td><td></td><td>3</td><td>2</td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>計</td><td>14</td><td></td><td>18</td><td>14</td><td></td><td>18</td><td>14</td><td></td><td>18</td></tr> </table> ◆基準：高等学校通信教育規程（第5～6条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>要件</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭</td><td>5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの</td><td>生徒数 640 人 ÷80＝8 人</td></tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td><td>1人以上（他の職を兼ねても可）</td><td></td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>相当数（収容定員640人：4人以上）</td><td>算定式：（収容定員 640-240） ÷400＋3＝4</td></tr> </table>	職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長	1			1			1			教 頭	1			1			1			教 諭	7			7			7			講 師	1		12	1		12	1		12	養護教諭	1			1			1			事 務 長	1			1			1			事務職員	2		3	2		3	2		3	校 医 等			3			3			3	計	14		18	14		18	14		18	項目	要件	備考	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	生徒数 640 人 ÷80＝8 人	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）		事務職員	相当数（収容定員640人：4人以上）	算定式：（収容定員 640-240） ÷400＋3＝4
職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度																																																																																																																			
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																	
校 長	1			1			1																																																																																																																			
教 頭	1			1			1																																																																																																																			
教 諭	7			7			7																																																																																																																			
講 師	1		12	1		12	1		12																																																																																																																	
養護教諭	1			1			1																																																																																																																			
事 務 長	1			1			1																																																																																																																			
事務職員	2		3	2		3	2		3																																																																																																																	
校 医 等			3			3			3																																																																																																																	
計	14		18	14		18	14		18																																																																																																																	
項目	要件	備考																																																																																																																								
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	生徒数 640 人 ÷80＝8 人																																																																																																																								
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																									
事務職員	相当数（収容定員640人：4人以上）	算定式：（収容定員 640-240） ÷400＋3＝4																																																																																																																								

8 施設等の状況

施設名	面積等		備考
校地	6,600 m ²		借用（予定）
校舎	2,685 m ²		
屋外運動場	3,915 m ²		
校舎等	2,053 m ²		借用（予定）
校舎	1,255 m ²		
普通教室	5 室	288 m ²	
特別教室	3 室	168 m ²	
準備室	1 室	30 m ²	
校長室	1 室	29 m ²	
職員室	1 室	72 m ²	
事務室	1 室	57 m ²	
図書室	2 室	141 m ²	
保健室	1 室	29 m ²	
その他		441 m ²	
屋内運動場		798 m ²	

<通信教育連携協力施設>

施設名	面積等	定員	備考
面接指導等実施施設	m ²		
静岡校	385 m ²	310 人	
沼津校	306 m ²	230 人	
学習等支援施設	m ²		
わかば高等学院富士校	111 m ²	30 人	
虹華高等学園	51 m ²	30 人	
アルファー高等部富士校	29 m ²	30 人	
アルファー高等部富士宮校	85 m ²	10 人	

◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条）

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない。 ・ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。
校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数×1.5m ² +5m ² (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上 (4) 独立校の校舎面積 1,200m ² 以上
屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上 （屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）

事前審査 4 静岡学園なごみ中学校の設置計画について

1 名 称	静岡学園なごみ中学校																																																																																																																																
2 位 置	静岡市駿河区八幡一丁目 1 番 1 号																																																																																																																																
3 設 置 者	静岡市駿河区聖一色ママ下400番地 学校法人第三静岡学園（理事長 牧野 秀則）																																																																																																																																
4 目 的	学びの多様化学校として、不登校児童生徒に広く学習の機会を与え、後に高等学校教育を経て、大学等進学や就職の道へ進むことができ、結果、社会で有為な人材を育成するため、中学校を設置																																																																																																																																
5 開設の時期	令和 8 年 4 月 1 日																																																																																																																																
6 編 成 等	<table><tr><td>学年</td><td colspan="3">学級数</td><td colspan="3">収容定員</td></tr><tr><td>1 年生</td><td colspan="3">1</td><td colspan="3">40 人</td></tr><tr><td>2 年生</td><td colspan="3">1</td><td colspan="3">40 人</td></tr><tr><td>3 年生</td><td colspan="3">1</td><td colspan="3">40 人</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="3">3</td><td colspan="3">120 人</td></tr></table>										学年	学級数			収容定員			1 年生	1			40 人			2 年生	1			40 人			3 年生	1			40 人			計	3			120 人																																																																																						
	学年	学級数			収容定員																																																																																																																												
	1 年生	1			40 人																																																																																																																												
	2 年生	1			40 人																																																																																																																												
	3 年生	1			40 人																																																																																																																												
	計	3			120 人																																																																																																																												
<令和 8 年度から令和10年度までの定員>																																																																																																																																	
<table><tr><td>年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td><td>令和10年度</td></tr><tr><td>定員</td><td>40人</td><td>80 人</td><td>120人</td></tr></table>										年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	定員	40人	80 人	120人																																																																																																																
年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度																																																																																																																														
定員	40人	80 人	120人																																																																																																																														
◆基準：中学校設置基準（第 4 条）、私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第 4 条）																																																																																																																																	
<table><tr><td>項目</td><td colspan="9">要件</td></tr><tr><td>1 学級の生徒数</td><td colspan="9">40 人以下であること</td></tr><tr><td>学校の規模</td><td colspan="9">原則 12 学級以上</td></tr></table>										項目	要件									1 学級の生徒数	40 人以下であること									学校の規模	原則 12 学級以上																																																																																																		
項目	要件																																																																																																																																
1 学級の生徒数	40 人以下であること																																																																																																																																
学校の規模	原則 12 学級以上																																																																																																																																
7 職 員 組 織	<table><tr><td rowspan="2">職 名</td><td colspan="3">令和 8 年度</td><td colspan="3">令和 9 年度</td><td colspan="3">令和10年度</td></tr><tr><td>専任</td><td>兼任</td><td>非常勤</td><td>専任</td><td>兼任</td><td>非常勤</td><td>専任</td><td>兼任</td><td>非常勤</td></tr><tr><td>校 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>副 校 長</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>教 諭</td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>講 師</td><td></td><td></td><td>7</td><td></td><td></td><td>7</td><td></td><td></td><td>7</td></tr><tr><td>養護教諭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事 務 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>事務職員</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td>3</td><td>2</td><td></td><td>3</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>用 務 員</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>10</td><td>4</td><td>11</td><td>10</td><td>4</td><td>11</td><td>10</td><td>4</td><td>11</td></tr></table>										職 名	令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長	1			1			1			副 校 長	1	1		1	1		1	1		教 諭	4			4			4			講 師			7			7			7	養護教諭	1			1			1			事 務 長		1			1			1		事務職員	3	2		3	2		3	2		用 務 員			1			1			1	校 医 等			3			3			3	計	10	4	11	10	4	11	10	4	11
	職 名	令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度																																																																																																																									
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																							
	校 長	1			1			1																																																																																																																									
	副 校 長	1	1		1	1		1	1																																																																																																																								
	教 諭	4			4			4																																																																																																																									
	講 師			7			7			7																																																																																																																							
	養護教諭	1			1			1																																																																																																																									
	事 務 長		1			1			1																																																																																																																								
	事務職員	3	2		3	2		3	2																																																																																																																								
	用 務 員			1			1			1																																																																																																																							
	校 医 等			3			3			3																																																																																																																							
計	10	4	11	10	4	11	10	4	11																																																																																																																								
◆基準：中学校設置基準（第 6 条）、私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第 5 条）																																																																																																																																	
<table><tr><td>項目</td><td colspan="9">要件</td></tr><tr><td>教諭の数</td><td colspan="9">1 学級あたり 1 人以上、学級数以上の専任教諭</td></tr></table>										項目	要件									教諭の数	1 学級あたり 1 人以上、学級数以上の専任教諭																																																																																																												
項目	要件																																																																																																																																
教諭の数	1 学級あたり 1 人以上、学級数以上の専任教諭																																																																																																																																

8 施設等の状況

施設名	面積等	備考
校地	18,144 m ²	
校舎	762 m ²	
屋外運動場	17,177 m ²	うち借用 15,540 m ²
その他	205 m ²	
校舎等	3,301 m ²	自己所有
校舎	2,642 m ²	
普通教室	3 室 210 m ²	専用 ※1
特別教室	6 室 434 m ²	
校長室	1 室 42 m ²	
職員室	1 室 50 m ²	
事務室	1 室 88 m ²	
図書室	2 室 79 m ²	
保健室	1 室 27 m ²	
その他	1,712 m ²	
屋内運動場 ※2	659 m ²	

※1 普通教室を除き高等学校と共用

※2 屋内運動場：自己所有に加え公立体育館を利用予定

◆基準：中学校設置基準（第8～10条）
私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第6～7条）

項目	要件	備考
校地、校舎 その他の施設 及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない ・ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない	
校舎	面積 1,080m ² 以上 少なくとも次に掲げる施設を備える 一 教室（普通教室、特別教室等） 二 図書室、保健室 三 職員室	41人以上 480人以下 600+6×（生徒数-40） 600+6×（120-40） =1,080 m ²
運動場	面積：3,600m ² 以上 原則として、校舎等と同一の敷地又はその隣接地	1人以上 240人以下 =3,600 m ²
屋内運動場	校舎及び運動場のほか、体育館を備える 面積 原則 1,138 m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、919 m ² 以上	

事前審査 5 静岡雙葉高等学校の通信制課程の設置計画について

1 名 称	静岡雙葉高等学校（昭和23年4月1日設置認可）																																																																																																																															
2 位 置	静岡市葵区追手町10番71号																																																																																																																															
3 設 置 者	静岡市葵区追手町10番71号 学校法人静岡雙葉学園（理事長 林 健久）																																																																																																																															
4 目 的	全日制課程の履修規則に対応できなくなった本校高校生と不登校傾向が強く高校の全日制課程に進むことが難しいと思われる本校中学生、また、国内4つの姉妹校で同様の状況にある生徒の新たな学びの場として通信制課程を設置																																																																																																																															
5 開設の時期	令和8年4月1日																																																																																																																															
6 編 成 等	<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>収容定員</th></tr> <tr> <td>通信制課程（広域、単位制）普通科</td><td>60人</td></tr> </table>	区分	収容定員	通信制課程（広域、単位制）普通科	60人																																																																																																																											
区分	収容定員																																																																																																																															
通信制課程（広域、単位制）普通科	60人																																																																																																																															
7 職 員 組 織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th><th colspan="3">令和8年度</th><th colspan="3">令和9年度</th><th colspan="3">令和10年度</th></tr> <tr> <th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>副 校 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教 頭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教 諭</td><td>4</td><td>6</td><td></td><td>4</td><td>6</td><td></td><td>4</td><td>6</td><td></td></tr> <tr> <td>養護教諭</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>事 務 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>用 務 員</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>5</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9</td><td>10</td><td>5</td><td>9</td><td>10</td><td>5</td><td>9</td><td>10</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> ◆基準：高等学校通信教育規程（第5～6条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭</td><td>5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの</td></tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td><td>1人以上（他の職を兼ねても可）</td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>相当数（収容定員240人以下：3人以上）</td></tr> </tbody> </table>	職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		副 校 長	1			1			1			教 頭	1			1			1			教 諭	4	6		4	6		4	6		養護教諭		1			1			1		事 務 長		1			1			1		事務職員	3			3			3			用 務 員		1			1			1		校 医 等			5			5			5	計	9	10	5	9	10	5	9	10	5	項目	要件	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）	事務職員	相当数（収容定員240人以下：3人以上）
職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度																																																																																																																									
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																							
校 長		1			1			1																																																																																																																								
副 校 長	1			1			1																																																																																																																									
教 頭	1			1			1																																																																																																																									
教 諭	4	6		4	6		4	6																																																																																																																								
養護教諭		1			1			1																																																																																																																								
事 務 長		1			1			1																																																																																																																								
事務職員	3			3			3																																																																																																																									
用 務 員		1			1			1																																																																																																																								
校 医 等			5			5			5																																																																																																																							
計	9	10	5	9	10	5	9	10	5																																																																																																																							
項目	要件																																																																																																																															
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの																																																																																																																															
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																															
事務職員	相当数（収容定員240人以下：3人以上）																																																																																																																															

8 施設等の状況				
	施設名		面積等 (専用・共用含む)	備考
	校地		10,661 m ²	自己所有
	校舎		7,577 m ²	
	屋外運動場		3,084 m ²	
	校舎等		17,922 m ²	自己所有
	校舎		16,144 m ²	
	普通教室	15 室	963 m ²	専用 93 m ² (3 室)
	特別教室	26 室	2,188 m ²	専用 44 m ² (2 室)
	準備室	13 室	475 m ²	
	校長室	1 室	34 m ²	
	職員室	2 室	336 m ²	専用 20 m ² (1 室)
	事務室	1 室	110 m ²	
	図書室	2 室	331 m ²	専用 10 m ² (1 室)
	保健室	2 室	105 m ²	専用 14 m ² (1 室)
	その他		11,602 m ²	
	屋内運動場		1,778 m ²	
	◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）			
	項目	要件		
	校地、校舎 その他の施設 及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない。 ・ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが 確実と認められた場合は、この限りではない。		
	校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること ・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別教室、 図書室、保健室を兼用できる。 (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数×1.5m²+5m² (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上		
	屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動 等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上 （屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割され ない同一平面で確保されるものに限る。）		

事前審査6 聖隷クリストファー高等学校の通信制課程の設置計画について

1 名 称	聖隷クリストファー高等学校（昭和40年12月28日設置認可）																																																																																																																																									
2 位 置	浜松市中央区三方原町3453番地																																																																																																																																									
3 設 置 者	浜松市中央区三方原町 3453 番地 学校法人聖隷学園（理事長 小柳 守弘）																																																																																																																																									
4 目 的	近年における不登校の中学生や高校生が増加している状況において、学習スタイルの多様化を受け、不登校の生徒の就学の機会、大学の進学 の機会を与えるため、通信制課程を設置																																																																																																																																									
5 開設の時期	令和8年4月1日																																																																																																																																									
6 編 成 等	<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>収容定員</th></tr> <tr> <td>通信制課程（狭域、単位制）普通科</td><td>240人</td></tr> </table>	区分	収容定員	通信制課程（狭域、単位制）普通科	240人																																																																																																																																					
区分	収容定員																																																																																																																																									
通信制課程（狭域、単位制）普通科	240人																																																																																																																																									
7 職 員 組 織	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">職 名</th><th colspan="3">令和8年度</th><th colspan="3">令和9年度</th><th colspan="3">令和10年度</th></tr> <tr> <th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr> <tr> <td>校 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>副 校 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>教 頭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教 諭</td><td>4</td><td>20</td><td></td><td>4</td><td>20</td><td></td><td>4</td><td>21</td><td></td></tr> <tr> <td>講 師</td><td></td><td></td><td>11</td><td></td><td></td><td>11</td><td></td><td></td><td>17</td></tr> <tr> <td>養護教諭</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td>事 務 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>計</td><td>8</td><td>27</td><td>14</td><td>8</td><td>27</td><td>14</td><td>8</td><td>28</td><td>20</td></tr> </table> ◆基準：高等学校通信教育規程（第5～6条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>要件</th></tr> <tr> <td>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭</td><td>5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの</td></tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td><td>1人以上（他の職を兼ねても可）</td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>相当数（収容定員240人以下：3人以上）</td></tr> </table>	職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		副 校 長		1			1			1		教 頭	1			1			1			教 諭	4	20		4	20		4	21		講 師			11			11			17	養護教諭		2			2			2		事 務 長		1			1			1		事務職員	3	1		3	1		3	1		スクールカウンセラー		1			1			1		校 医 等			3			3			3	計	8	27	14	8	27	14	8	28	20	項目	要件	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）	事務職員	相当数（収容定員240人以下：3人以上）
職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度																																																																																																																																			
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																																	
校 長		1			1			1																																																																																																																																		
副 校 長		1			1			1																																																																																																																																		
教 頭	1			1			1																																																																																																																																			
教 諭	4	20		4	20		4	21																																																																																																																																		
講 師			11			11			17																																																																																																																																	
養護教諭		2			2			2																																																																																																																																		
事 務 長		1			1			1																																																																																																																																		
事務職員	3	1		3	1		3	1																																																																																																																																		
スクールカウンセラー		1			1			1																																																																																																																																		
校 医 等			3			3			3																																																																																																																																	
計	8	27	14	8	27	14	8	28	20																																																																																																																																	
項目	要件																																																																																																																																									
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの																																																																																																																																									
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																																									
事務職員	相当数（収容定員240人以下：3人以上）																																																																																																																																									

8 施設等の状況				
	施設名		面積等 (専用・共用含む)	備考
	校地		104,579 m ²	自己所有 (一部借用)
	校舎		22,418 m ²	
	屋外運動場		52,895 m ²	
	その他		29,266 m ²	一部借用
	校舎等		13,716 m ²	自己所有
	校舎		9,347 m ²	
	普通教室	41 室	2,828 m ²	うち専用 356 m ² (5 室)
	特別教室	7 室	675 m ²	
	準備室	7 室	187 m ²	
	校長室	1 室	38 m ²	
	職員室	3 室	325 m ²	うち専用 60 m ² (1 室)
	事務室	2 室	78 m ²	
	図書室	1 室	271 m ²	
	保健室	2 室	70 m ²	
	その他		4,875 m ²	
	屋内運動場		4,369 m ²	
	◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）			
	項目	要件		
	校地、校舎 その他の施設 及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない。 ・ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが 確実と認められた場合は、この限りではない。		
	校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること ・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別教室、 図書室、保健室を兼用できる。 (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数×1.5m ² +5m ² (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上		
	屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動 等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上 （屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割され ない同一平面で確保されるものに限る。）		